

Aguu

2025
4/1

No.1347

地域で備える
を
考える

阿久比町・東部地区合同避難所開設訓練

主な内容

②ページ 自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助

⑭ページ 带状疱疹(たいじょうほうしん)の予防接種が定期接種となります

広報あぐい

高齢者、児童・生徒などを対象に

自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助

自転車を利用する高齢者、児童・生徒などのヘルメット着用を促進し、自転車事故の被害を軽減するために、ヘルメットの購入費の一部を補助します。申請は補助対象者1人につき1回限りです。

■補助額

対象のヘルメットの購入費の2分の1(上限は2,000円)

■補助対象者

- ・町内に住所を有し、令和7年度中に満65歳以上になる高齢者
- ・町内に住所を有し、令和7年度中に7歳以上18歳以下である児童・生徒など

■対象のヘルメット 令和7年4月1日以降に購入した新品かつ、次のマークのシールが貼られた自転車乗車用ヘルメット



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

※EN1078に限る

※安全認証マークのないものは、補助金の対象ではありません。



■申請方法

次の3種類を防災交通課窓口へ提出してください。高齢者の場合は本人、児童・生徒などの場合は保護者が申請してください。

■申請書類

①補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

防災交通課窓口で配布しています。町ホームページからダウンロードすることもできます。

②領収書の写し

※申請者またはヘルメット着用者の氏名、領収日、購入店名、領収金額、購入品名の記載が必要です。

③ヘルメットの安全認証が確認できるもの

認証シールが確認できるヘルメットの写真、取扱説明書の写しなど。

現物を持参しても構いません。

■申請期限 令和8年2月27日(金)

■申請・問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1210)



▲町ホームページ



全国交通安全運動

4月6日(日)
～15日(火)

自転車は大人も子どももヘルメット

春の全国交通安全運動として、下記の運動重点が展開されます。

一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーを実践することにより、交通事故の防止に努めてください。

運動重点

- 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「ながら運転」などの根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール順守の徹底

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底しましょう

自動車に乗る場合は、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトの着用義務があります。運転手は、6歳未満の子どもを自動車に乗せる場合は、チャイルドシートの使用義務があります。

自分自身だけでなく、同乗している家族や友人を守ることもつながります。

自転車の交通ルールを守りましょう

★道路交通法の改正により、自転車乗車時のヘルメット着用は努力義務になりました。

大切な命を守るため、自転車に乗る時は必ずヘルメットを着用しましょう。

★自転車の「ながらスマホ」が罰則強化され、「酒気帯び運転」は罰則対象になりました。

■問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)



▲交通安全教室の様子





みんなでお手本 じぶんで安全確認



4月を迎える **今**

新年度を迎えます。新入園、新入学、新社会人、今までと違う環境でスタートを切る方も多いのではないのでしょうか。新しい通学路、通勤経路を使う方も増える時期。

改めて交通安全を心掛けください。



春の交通安全運動

4月6日(日)～15日(火)

「交通事故死ゼロを目指す日」

4月10日(木)



“あたり前,, をもう一度

○ 歩行者は右側端を通行

車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければいけません。(道路交通法第10条第1項)

○ 道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。

○ 自転車利用者はヘルメットの着用を

阿久比町は
歩行者優先
宣言のまち



自転車利用者のヘルメット着用は努力義務

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

町ではヘルメット購入費用の一部を補助しています



まちを見守る交通指導員

現在、6人の交通指導員が登下校の見守りをしています。

日々、子どもたちの安全のために通学路に立つ交通指導員に新入学・進級する子どもたちに気をつけて欲しいことを聞きました。

- ・自分の目で見て安全確認
- ・青でも止まって確認
- ・ヘルメットはあなたを守る

とにかく、安全確認を徹底してほしいと願う交通指導員。

「子どもたちからの朝夕の挨拶に元気をもらって毎日立つことができる」

だからこそ**自分の命を自分で守るために**気をつけて欲しいと話しました。



令和7年度 固定資産税・都市計画税について

【固定資産税】

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

【都市計画税】

都市計画事業などに要する費用に充てる目的税です。原則、市街化区域内に所在する土地、家屋が対象で固定資産税と合わせて納める税金です。

税額の算出方法

税額 = 課税標準額 × 税率 - 軽減税額

▽課税標準額：固定資産評価額(特例措置の適用により評価額より低くなる場合があります)

▽税率：固定資産税1.4パーセント、都市計画税0.3パーセント

▽免税点：町内に同一人が所有する固定資産の課税標準額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合には、課税されません。

住宅用地の課税標準額・新築住宅の減額措置について

住宅用地とは、住宅の敷地として利用されている土地で、専用住宅や併用住宅の敷地です。

新築住宅の減額措置の対象は、専用住宅や併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上)で、床面積が50平方メートル(一戸建以外の貸家住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下の家屋です。

(1) 住宅用地は、土地の課税標準の特例措置が設けられています。(表1)

(2) 宅地などの課税標準額が、評価替えによって税負担が急増しないよう調整措置をしています。(表2)

※ 負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

負担水準 = 前年度課税標準額 ÷ (現年度評価額(×住宅用地特例率))

(3) 新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。(表3)

表1 土地の課税標準の特例率

区 分	特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200平方メートル以下の部分の住宅用地)	6分の1	3分の1
一般住宅用地 (200平方メートルを超える部分の住宅用地)	3分の1	3分の2

表2 負担調整措置の区分表

負担水準	課税標準額
100パーセント以上	評価額×住宅用地の特例率
100パーセント未満	①評価額×住宅用地の特例率 (=本来の課税標準額) ②前年度課税標準額+本来の課税標準額×5パーセント ①、②のうち、低い方を該当年度の課税標準額とします。

表3 新築住宅の減額

減額される範囲	対象税額	減額率
住宅部分の床面積が120平方メートル以下	全額	2分の1
住宅部分の床面積が120平方メートル超	120平方メートル相当額	

対象住宅	減額期間
一般住宅	3年度分
認定長期優良住宅	5年度分
3階以上の中高層耐火住宅	5年度分
認定長期優良住宅	7年度分



固定資産価格の縦覧などを行います

土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

- 期 間 4月1日(火)～30日(水)(土曜日・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分
- 場 所 税務課②窓口
- 手数料 無料
- 対 象
 - ▽土地の所有者は、「土地価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
 - ▽家屋の所有者は、「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
- 必要なもの
 - ▽納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
 - ▽納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)

固定資産課税台帳の閲覧

- 期 間 月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分
- 場 所 税務課②窓口
- 手数料 200円 ※ 縦覧期間内(4月1日(火)～30日(水))は無料
- 必要なもの
 - ▽納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
 - ▽納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
 - ※ 借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要。

審査の申し出

自己所有の固定資産の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。審査申出期間は、4月1日(火)から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間です。(令和7年度に新しく登録された価格に限る)

■問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)1111(内1109・1110)

【児童扶養手当額のお知らせ】

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などへ、生活の安定と児童の健全育成のために支給する手当です。令和7年度の児童扶養手当額は次のとおりです。

■問い合わせ先
児童保育課児童支援係 ☎(48)1111(内1130)

区 分		令和7年4月からの月額
児童 1人のとき	全部支給	4万6,690円
	一部支給	4万6,680円～1万1,010円
2人目以降の 加算額	全部支給	1万1,030円
	一部支給	1万1,020円～5,520円

【障害者手当額のお知らせ】

障害者手当は、重度の障がいのある在宅の障がい者や障がい児、障がい児を監護・養育している方に支払われる手当です。令和7年度の障害者手当額は次のとおりです。

■問い合わせ先
▽特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当について
ふくし課障害福祉係 ☎(48)1111(内1121)
▽特別児童扶養手当について
児童保育課児童支援係 ☎(48)1111(内1130)

区 分		令和7年4月からの月額
特別障害者手当	A級	3万6,440円
	B級	3万640円
	C級	2万9,590円
障害児福祉手当	A級	2万3,000円
	B級	1万7,250円
	C級	1万6,100円
経過的福祉手当	A級	2万3,000円
	B級	1万7,250円
	C級	1万6,100円
特別児童扶養手当	1級	5万6,800円
	2級	3万7,830円



特殊詐欺被害の防止に有効

簡易型自動録音機 録音チュー を無償配布

特殊詐欺を未然に防ぐため、固定電話機に設置して使用できる「簡易型自動録音機（録音チュー）」を無償で配布しています。

受話器を持ち上げるだけで警告メッセージが再生され、その後の会話内容を自動で録音します。

- 約5分間の録音可能
- 録音した内容は後で確認できるので、通報時に役立ちます。
- 電池入りで簡単に設置可能

- 対象 65歳以上の高齢者がいる世帯
- 配布台数 1世帯につき1台（すでに配布した世帯は対象外）
- 配布場所 防災交通課窓口
- 配布時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- 申込方法 防災交通課⑬窓口で申込書類を記入してください。

※ 不具合が生じた場合は交換しますので、現品をお持ちください。

■問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)



▲固定電話に設置

特殊詐欺防止用電話機器の購入費用を補助

特殊詐欺防止用電話機器の購入費用の一部を補助します。補助金の交付は、1世帯につき1回まで。

- 補助額 上限5,000円（特殊詐欺防止用電話機器購入費の2分の1）
※ 100円未満の端数切り捨て
- 対象 町内在住で、令和7年度に65歳以上となる一人暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方。
- 対象機器（スマートフォンなどは対象外）
令和7年4月1日以降に購入した新品の機器で、補助対象者宅に設置した次に該当するもの。
▽固定電話機に取り付け、迷惑電話の着信を自動で判別、着信を拒否または通知するもの。
▽固定電話機に接続するもので、自動で発信者に録音を行う応答をし、録音を行うもの。
▽固定電話機で自動応答録音装置など備え、迷惑電話への対策をするもの。
※ 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯電話推奨品目録」に掲載されている機器が対象。
- 申請方法 以下の書類を提出してください。
(1)補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書
防災交通課⑬窓口で配布しています。町ホームページからもダウンロードできます。
(2)領収書の写しなど、対象となる機器を購入したことが分かるもの。
- 申請期限 令和8年2月27日(金)
- 申請・問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1210)

愛知県内で
特殊詐欺被害が
増加しています



▲全国防犯協会
連合会ホームページ



▲町ホームページ



4月1日から下水道使用料を改定します

■ 使用料体系の改定内容

4月1日(火)から下水道使用料を改定します。1カ月分の使用料体系は下表となります。
請求は従来どおり(2カ月分を税込み)変更ありません。

下水道使用料体系比較表(税抜き、1カ月)

区分	排出量	使用料		
		改定前	改定後	差
基本使用料	—	800円	900円	100円
従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ まで	0円	10円	10円
	11～20m ³	90円	120円	30円
	21～40m ³	105円	130円	25円
	41～100m ³	130円	140円	10円
	101～500m ³	165円	170円	5円
	501m ³ 以上	210円	215円	5円

▼下水道使用料計算例

→2カ月で41立方メートル使用した場合、使用量を1カ月目21立方メートルと2カ月目20立方メートルに分けて計算します。

1カ月目

$(900円 + 10円/立方メートル \times 10立方メートル + 120円/立方メートル \times 10立方メートル + 130円/立方メートル \times 1立方メートル) \times 1.10(税率)$
=2,563円

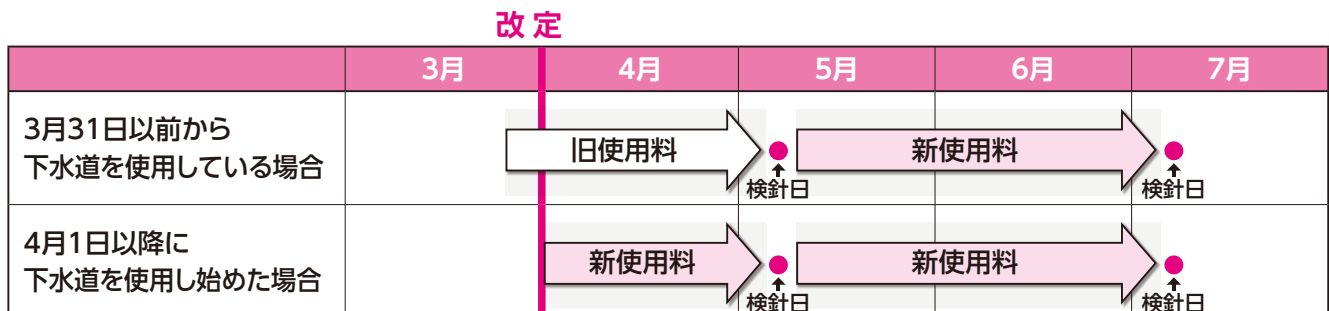
2カ月目

$(900円 + 10円/立方メートル \times 10立方メートル + 120円/立方メートル \times 10立方メートル) \times 1.10(税率) = 2,420円$

下水道使用料 2,563円 + 2,420円 = 4,983円(税込み2カ月分)

■ 新しい使用料体系の適用時期

5月検針分または7月検針分から、新体系で請求します。



■ 今後の予定

今回の改定に続き、令和9年4月1日にも2段階目の改定を予定しています。また、今後も必要に応じて、使用料改定の検討をしていきます。

ご理解と
ご協力を
お願いします。



■ 問い合わせ先 上下水道課下水道係 ☎(48)1111(内1217・1218)



令和7年度 国民年金保険料が変わります

国民年金の加入者とは

20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。
種別ごとに納付方法や届出先が異なります。

種 別	対 象	納付方法	届出先
第1号被保険者	自営業者、農林漁業者、学生など	全額本人が納付 (口座振替納付やクレジットカード納付もあります)	役場 住民医療課医療年金係
第2号被保険者	会社員、公務員など (厚生年金加入者)	給料から天引きされた本人負担分と 事業主負担分を合わせて勤務先が納付	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に 扶養されている配偶者		第2号被保険者の勤務先

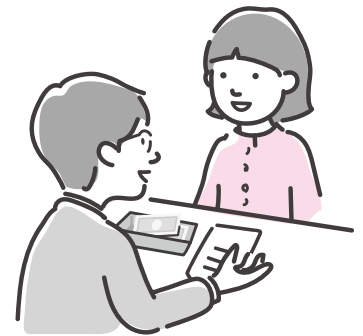
令和7年度の国民年金第1号被保険者の保険料は

月額 1万7,510円 です (令和6年度から530円引き上げ)

■前納制度

国民年金の保険料は翌月末が納期限となっていますが、まとめて前払いすると割引になる前納制度があります。納付方法や前納の種類は次のとおりです。

種 類	納付書	口座振替	クレジットカード
翌月末振替(割引なし)	○	○	○
当月末振替(早割)	×	○	×
6カ月前納	○	○	○
1年前納	○	○	○
2年前納	○	○	○



■免除・学生納付特例制度

所得の少ない方や学生の方で、保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

※ ただし、制度ごとに所得制限などがあるので、承認されないこともあります。

種 類	納付額	年金反映額
全額免除	0円	全額納めた場合の8分の4
4分の3免除	4,380円	全額納めた場合の8分の5
半額免除	8,760円	全額納めた場合の8分の6
4分の1免除	1万3,130円	全額納めた場合の8分の7
納付猶予・学生納付特例	0円	年金額に反映されません

■問い合わせ先

▽半田年金事務所国民年金課

☎ (21)2375

▽住民医療課医療年金係

☎ (48)1111 (内1116)



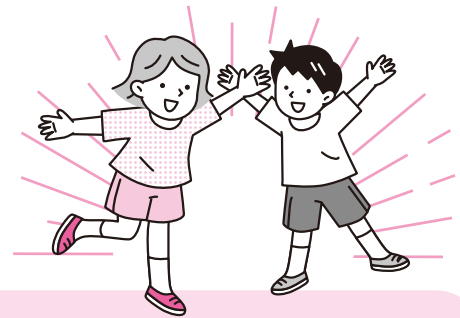
～こどものまち あぐいっこTown 2025～ こどもスタッフ募集



9月6日(土)・7日(日) に中央公民館本館で開催する「こどものまち“あぐいっこTown 2025”」と一緒に作り上げる「こどもスタッフ」を募集します。

「こどものまち あぐいっこTown」 とは?

子どもたちみんなで運営する、子どもだけのまちです。あぐいっこTownでは、子どもたち自身が「まちの住民」になり、「遊びと体験」を通して社会の仕組みを学びます。学校や銀行、ハローワークなど、こどもスタッフが考え、運営するさまざまなお店があります。



「こどもスタッフ」って何をするの?

あぐいっこTown開催に向けたスタッフ会議へ参加し、こどものまちを「どんなまちにしたいか」「どんな店があると良いか」「どんな働く場所があったら良いか」などを話し合い、準備を行います。イベント当日は店長として、当日参加する住民(子ども)と協力してお店を運営します。

- 会 議 5月～9月までの日曜日(全10回)。詳細は、あぐいっこTownホームページをご覧ください。
- 場 所 中央公民館本館
- 対 象 小学4年生～高校生
- 定 員 50人(定員を超えた場合は、多くの会議に出席できる方を優先とし抽選します。)
- 申込方法 あぐいっこTownホームページから申し込みください。
- 申込期限 4月20日(日)
- 問い合わせ先 ▽子育て支援グループ むぎ・むぎ(代表植田)
あぐいっこTownホームページから問い合わせください。
▽社会教育課社会教育係 ☎(48) 1111 (内1517)

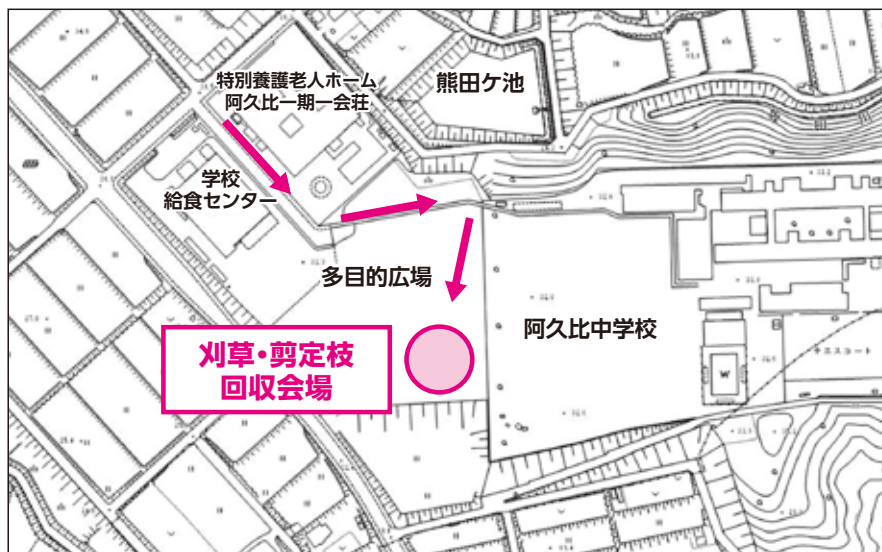


▲あぐいっこTown
ホームページ



刈草・剪定枝を資源として回収をします

刈草・剪定枝の資源化(堆肥化・チップ化)を進めるとともに、燃えるごみの削減を図るため刈草・剪定枝を回収しています。



- **日 時** 4月～11月の第2・第4日曜日(ただし10月は第1・第4日曜日)
12月～3月の第4日曜日(ただし1月は第2日曜日)
午前8時30分～正午(雨天決行)
- **場 所** 阿久比中学校西 多目的広場
- **対 象** 家庭や地区の清掃活動などで発生した刈草・剪定枝
- **持込方法** 長さ60センチメートル、太さ5センチメートル以内にして持ち込んでください。
作業員が立ち会いますので、直接ごみ収集車に入れてください。運搬に使用した袋やひもは取り除いてください。
- **対象外のもの** 農家、庭師などの事業活動によるもの、野菜くず、花類、毒性のある植物、特定外来種など。
※ ゴミステーションに出す場合は、従来どおり指定可燃ごみ収集袋(大)を巻きつけて、燃えるごみとして出してください。
※ 個人の方かどうかを確認するため、氏名・住所を確認する場合があります。
- **問い合わせ先** 環境課ごみ対策係 ☎(48) 1111 (内1228・1229)

生ごみ堆肥化装置購入費補助金

生ごみの減量化と有効利用を図るため、生ごみの堆肥化装置の購入費に対して補助金を交付します。

補助対象と補助金額

対 象	補助金額(1基につき)	補助限度額
コンポスト容器	2分の1	6,000円
EM容器	2分の1	6,000円
キエー口	3分の2	10,000円
処理機	2分の1	20,000円



▲町ホームページ

町内在住の方で一世帯につき容器は2基まで、キエー口と処理機は1基まで。過去に補助を受けた世帯も一定の条件の下、再度補助を受けて買い換えすることができます。

■ **申請・問い合わせ先** 環境課ごみ対策係 ☎(48) 1111 (内1228・1229)



わたしにもできるSDGs プラスチックを分別しよう

プラスチックの一括回収を行っています。プラスチック製品は、週に1回のプラスチックの日に出してください。

プラスチック製品の一例

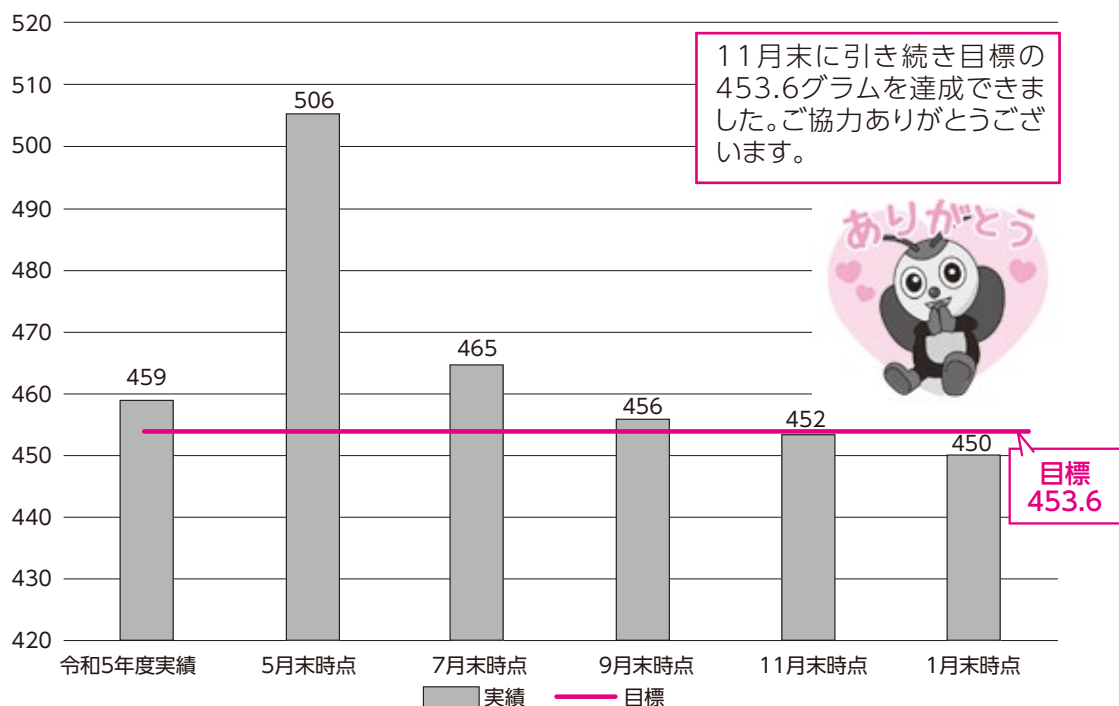


市販の中身が見える透明または半透明の袋に入れて出してください。
旧指定収集袋(黄色)もプラスチックのごみ袋として使えます。



- ◆大部分がプラスチックでできているものが対象ですが、汚れが落ちない物や、一辺が50センチメートル以上のものは対象外です。
- ◆汚れが落ちない物は燃えるごみへ、大型のものは粗大ごみへ出してください。
- ◆「プラスチック製容器包装(廃プラ)」と「プラスチック製品」は同じ袋に混在していても構いません。

1人1日当たりの家庭系ごみの量 令和7年1月末時点 450グラム



問い合わせ先 環境課ごみ対策係 ☎(48) 1111 (内1228・1229)

住宅用地球温暖化対策設備を新設する方に補助金を交付

～対象設備が増えました～

地球温暖化防止策の一環として、次の対象設備を設置する方へ補助金を交付しています。**必ず設置前に申請してください。**

■**対 象** 町内の住宅に新たに対象システムを設置し、町税を滞納していない方

■対象設備と補助金額

対象設備	補助金額(上限)
一体的導入 (住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、定置用リチウムイオン蓄電システム)	20万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	15万円
一体的導入 \ New / (住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、電気自動車等充給電設備)	10万円
家庭用燃料電池システム(エネファーム) \ New /	5万円
電気自動車等充給電設備 \ New /	5万円
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	1万円



▲町ホームページ

■**申請開始日**
4月1日(火)(先着順)

■申請方法

申請書類は環境課窓口か、町ホームページから入手してください。
申請書類を環境課②窓口提出してください。

■**申請・問い合わせ先** 環境課環境保全係 ☎(48)1111(内1228・1229)

合併処理浄化槽設置費補助金

単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用している方が、合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。

■補助金限度額

人槽区分など	補助金額(上限)
5人槽	33万2,000円
6人～7人槽	41万4,000円
8人～10人槽	54万8,000円
単独処理浄化槽の撤去工事	9万円
汲み取り便槽の撤去工事	9万円
宅内配管工事	30万円



▲町ホームページ

■**申請開始日**
4月1日(火)(先着順)

■申請方法

申請書類は環境課窓口か、町ホームページから入手してください。
申請書類を環境課②窓口提出してください。

■**申請・問い合わせ先** 環境課環境保全係 ☎(48)1111(内1228・1229)



4月号 あなたの健康をサポート

理学療法士が介護予防や健康維持に役立つ体操を紹介

健康の維持は毎日の運動から。継続して体を動かすことが大切です。ここでは毎月1回、自宅でできる簡単な体操を紹介します。介護予防や健康維持に役立ててください。

■協力 阿久比リハビリネットワーク 介護老人保健施設メディコ阿久比
介護予防認定理学療法士 榊原和真さん

■問い合わせ先 地域包括支援センター ☎(48)7722(オアシスセンター3階)

俊敏性(しゅんびんせい)を鍛えよう

全力で走る、高く飛ぶなどの速い動きをしていますか。加齢とともに速い動きをすることが減り、俊敏性が徐々に低下します。転びそうになった時にさっと踏ん張ることができれば転びません。俊敏性を鍛えて転ばないようにしましょう。

椅子に腰かけて足を開いて閉じる運動



椅子に腰かけて足を開いたり閉じたりを、「できるだけ速く」行います。
足の幅は30cm開きましょう。A4用紙の長い辺が目安です。

10秒間、全力で行いましょう。

※「開いて、閉じて」を1回として、13回以下の場合は転倒しやすいと言われています。

加齢による筋肉の変化

加齢と共に筋肉は減り、特に速い動きをする筋肉が衰えやすいと言われていましたが、高齢者でもトレーニングなどで速い動きをしている方は、使用する筋肉が衰えていないという報告があります。「年のせいだから…」とあきらめず、筋力トレーニングを続けて筋力を維持しましょう。

体操をしたら、下の表に○をつけてください。毎日続けることが大切です。

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○→																														

4月から

たいじょうほうしん

带状疱疹の予防接種が定期接種 となります



令和7年度の対象

今年度65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方と、100歳以上の方

自己負担額

▽水痘ワクチン 1回当たり2,500円 (1人1回まで)

▽带状疱疹ワクチン 1回当たり6,500円 (1人2回まで)

※ いずれか一方の助成のみ。

申請手続

▽接種を受ける前に保健センターで申請してください。(接種後は申請不可)

▽申請後に予診票を交付しますので、医療機関へ連絡して接種を受けてください。

※ 接種可能な町内医療機関については、ホームページをご覧ください。

注意事項

これまでに带状疱疹の予防接種を受けたことがある方は対象外ですが、主治医が必要と認めた場合は対象となります。

既に他の市町村から同様の助成を受けている場合は、対象外です。

50歳以上の方(定期接種対象者を除く)に対する带状疱疹予防接種の助成も継続します

対象(年齢は、接種日時点)

町内に住所を有している50歳以上の方(これまでに公費による带状疱疹の予防接種を受けたことがある方は、対象外です。)

補助額

▽水痘ワクチン 1回当たり2,000円(1人1回まで)

▽带状疱疹ワクチン 1回当たり5,000円(1人2回まで)

※ 接種時に接種費用から差し引きます。残額(本人負担額)を医療機関に支払ってください。

※ 既に他の市町村から同様の助成を受けている場合は、対象外です。

助成を受けるための申請手続

▽接種を受ける前に保健センターで申請してください。(接種後は申請不可)

▽申請後に予診票を交付しますので、医療機関へ連絡して接種を受けてください。

※ 接種可能な町内医療機関については、ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ先 保健センター ☎(48)1111(内1522・1523)



▲町ホームページ

認知症介護家族交流会(なごみ会)学習会と交流会

高齢者の施設選びのポイントについて学ぶ学習会と参加者の交流会を開催します。
家族同士で、日頃の介護の悩みや情報交換などを話してみませんか。お気軽にお越しください。

- **対 象** 物忘れがある方や認知症の方を介護している家族
- **日 時** 5月1日(木)
午後1時30分～午後3時30分
- **場 所** 保健センター(オアシスセンター)2階 集団指導室
- **テーマ** 「施設のいろいろ」
- **講 師** 公益社団法人 認知症の人と家族の会愛知県支部代表 尾之内 直美さん
- **参加費** 100円(お茶・お菓子代)
- **申込方法** 地域包括支援センター窓口または電話で申し込みください。当日の参加受付も可能です。
- **申し込み・問い合わせ先**
地域包括支援センター(オアシスセンター3階) ☎(48)7722

元気アップ教室(萩老人憩の家)

みんなで楽しく運動する地域での体操教室を開催します。

- **対 象** 65歳以上の方
- **日にち** 4月30日(水)、5月21日(水)、6月25日(水)、7月31日(木)、
8月28日(木)、9月24日(水)
- **時 間** 午前10時～午前11時30分
(希望者には開始15分前に血圧測定を行います)
- **場 所** 萩老人憩の家(和室)
- **講 師** 理学療法士
- **持ち物** 飲み物、タオル
- **申込方法** 地域包括支援センター窓口または電話で申し込みください。
- **申込期限** 4月15日(火)
※ 動きやすい服装で来てください。
※ 駐車場はありません。
- **申し込み・問い合わせ先**
地域包括支援センター(オアシスセンター3階) ☎(48)7722





町民の皆さんの話題やニュースを紹介

AGUI WATCHING



3/3
(月)

一緒に立ち向かっていきたい



▲成果を報告した小坂さん

第24回全国小学生ソフトテニス大会(3月29日～31日千葉県で開催)に出場する小坂茉穂さん(南部小4年)が町長を表敬訪問しました。県大会では怪我を押して出場した分「ペアを組む相手にまかせせることもあった」と話す小坂さん。「今大会では自分で立ち向かっていく姿勢で頑張りたい」と続け、意気込みを語りました。

3/5
(水)

1年の感謝を込めて



▲感謝を伝える児童

南部小学校児童が、1年間ボランティアで読み聞かせ活動続けた“なんぶつく”の皆さんに感謝を伝えました。毎週水曜日の読み聞かせを楽しみにする児童も多く、読書活動に貢献してくれた皆さん。「逆に子どもたちに元気をもらった」と笑顔で話し、「より多くの仲間で活動できたら」と今後の展望を見据えました。

3/6
(木)

おもちゃ元気かな



▲おもちゃを診察する様子

スポーツ村交流センター会議室でおもちゃ病院が患者を受け付けました。患者は壊れたおもちゃたち。急に動かなくなったり、折れてしまったり。治療を受けるとほとんどの患者が元気になり持ち主のところへ帰っていくことができるそう。家庭にあるおもちゃたちが元気のない時には連れて行ってみるのもいいかもしれません。

3/2(日)
～8(土)

お雛さまを照らす 竹あかり



雅な雰囲気の展示会



草木老人憩の家(ハピネス)で竹あかりとお雛さま展(阿久比町観光協会主催)が開催されました。会場には豪華なひな飾りや、竹灯籠の中に置かれたひな人形も。来場者は、竹あかりのやわらかな灯りに照らされるひな人形や吊るし飾りを眺め、季節を感じていました。

3/7
(金)

3年間を胸に



卒業式の様子

阿久比中学校で卒業式が行われ、3年生生徒351人が中学校の教育課程を修了しました。緊張と喜びの表情を浮かべながら、一步ずつ前に進む生徒たち。呼ばれた名前に「はい」と答える声が体育館に響きました。



お知らせ information

「ほたるの幼虫観察会」

ヘイケボタルの幼虫が水中で幻想的な光を放つ姿を、職員の説明を聞きながら観察します。

■日時 4月10日(木)・11日(金)
午後6時30分～午後8時
【雨天決行】

■場所 ふれあいの森 ホタル養殖場・観察室

■問い合わせ先
環境課環境保全係
☎(48)1111(内1228・1229)

「ホタルボランティア」募集

町では「自然と人間の共生 ホタルを守ろう」を合言葉に、心豊かなふるさとづくりに取り組んでいます。

主な活動は平日昼間の時間となります。自然やホタルに興味のある方は、ボランティアに協力してください。

■活動内容
▽ホタルの飼育活動補助
▽巻貝類の調査、確保
▽そのほか活動の援助など

■応募・問い合わせ先
環境課環境保全係
☎(48)1111(内1228・1229)

若者の無料就職相談

■日時(要事前予約)
4月16日(水)午前10時～正午

■場所
役場2階相談室202

■対象者
15歳～49歳の無業状態の若者やその保護者

■申し込み・問い合わせ先
ちた地域若者サポートステーション
☎(89)7947
電子メール
chitasapo@icds.jp



◀ちた地域若者サポートステーション

スポーツ村開放事業 スポーツ村すこやか町民開放

～親子の憩い、芝生の上で遊び、笑い、和やかな時間を過ごしませんか～

■開催日(毎月第3日曜日)

4月20日、5月18日

※陸上競技場は令和7年6月から改修工事のため使用できません。

■時間 午前9時～午後4時30分

■場所 スポーツ村陸上競技場

■注意事項

▽ごみは各自で持ち帰ってください。

▽道具の貸し出しは行いませんので、各自で用意してください。

▽以下の行為は禁止します。

- ①他の人の迷惑となる行為、②ペットの入場、③スパイクの使用、④スポーツ団体の使用、⑤火気の使用、⑥硬いボールの使用(サッカーボール、野球ボールなど)

■問い合わせ先 スポーツ村 ☎(49)2500



ふれあいの森を早朝開放

皆さんの健康増進と、憩いの場の提供を目的として、「ふれあいの森 早朝開放」を実施します。

■実施期間 4月1日(火)～9月30日(火)

■時間 午前6時～開場(通常午前9時開場)

※体育室、デイキャンプ場、パターゴルフ場の利用は午前9時からです。

■問い合わせ先 ふれあいの森 ☎(48)8431

ふれあいの森 体育室一般開放

■開催日(毎月第3日曜日)

4月20日、5月18日、6月15日、7月20日、8月17日、9月21日

■時間 午前9時～午後5時

■場所 ふれあいの森体育室

■実施可能種目 卓球、ビーチボールバレー、バドミントン、ヨガ、体操など

■注意事項

▽ごみは各自で持ち帰ってください。

▽卓球を除き、ネットを張ることはできません。

▽道具の貸し出しは行いませんので、各自で用意してください。

▽以下の行為は禁止します。

- ①他の人の迷惑となる行為、②スポーツ団体の使用、③硬いボールの使用(バスケットボール、バレーボールなど)

■問い合わせ先 ふれあいの森 ☎(48)8431

お知らせ information

健康とお得をゲット ～アグピー健康マイレージ～

「健診を受ける」「食事や運動などの生活習慣に気を付ける」など、自分で決めた健康づくりに取り組み、ポイントを貯めると、特典と交換できます。

■対象 町在住で、20歳以上の方
■参加方法 (次の2種類です)

【ポイントカードで参加】

健康づくりポイントカードをもらう

<配布期間>

4月1日(火)～12月26日(金)

<配布場所>

- ・役場総合案内窓口
- ・保健センター
- ・町ホームページからダウンロード

【アプリで参加】

- 1 各アプリストアで「あいち健康プラス」を検索し、ダウンロード。



◀iPhone



◀Android

- 2 画面に従って、アプリを設定。
自治体版「阿久比町」を選択し、必要事項を入力。



◀愛知県ホームページ

☆ポイントについて

ポイントを貯められる期間は、令和8年2月28日(土)までです。

☆ポイントが貯まったら、保健センターで次の特典と交換できます。

<特典>

- 1 県内の協力店でサービスを受けられる優待カード『MyCa(まいか)』
- 2 ポイント達成者全員に参加賞
- 3 先着20人に選べるプレゼント♪

■問い合わせ先

保健センター ☎(48)1111
(内1522・1523)

▲町ホームページ



～犬の登録と狂犬病予防注射を行ってください～

飼い犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けることは法律で定められています。令和7年度の狂犬病予防注射は下表のとおりです。集合注射に出掛けられないときは、かかりつけの動物病院などで予防注射を受けてください。

■料金 ▽予防注射 1頭3,500円 ▽新規登録 1頭3,000円

※ 当日は釣り銭のないようお願いします。

■予防注射へ出掛ける際は

▽予防注射通知書(はがき)にある問診票を記入して、持参してください。

■狂犬病予防集合注射の日時、会場

日にち	受付時間	会場
4月12日(土)	午前9時20分～午前9時50分	オアシスセンター
	午前10時～午前10時20分	宮津山田集会所
	午前10時35分～午前10時55分	北原天満宮駐車場
	午前11時10分～午前11時45分	草木公民館
4月24日(木)	午前9時20分～午前9時50分	町立図書館駐車場
	午前10時～午前10時10分	阿久比団地南風公園
	午前10時20分～午前10時30分	福住園高台東公園
	午前10時40分～午前11時	宮津公民館
	午前11時15分～午前11時25分	高岡老人憩の家
	午後1時～午後1時20分	高根台集会所
	午後1時30分～午後1時40分	福住老人憩の家
	午後1時50分～午後2時5分	陽なたの丘集会所
5月14日(水)	午後2時20分～午後2時35分	丸山公園武道場前
	午前9時20分～午前9時40分	宮津山田集会所
	午前9時50分～午前10時5分	板山公民館
	午前10時15分～午前10時30分	白沢台中央公園
	午前10時45分～午前11時15分	草木公民館
	午後1時～午後1時10分	横松公民館
	午後1時25分～午後1時35分	大古根公民館
	午後1時45分～午後2時	植公民館
	午後2時10分～午後2時20分	矢口公民館

■問い合わせ先 環境課環境保全係 ☎(48)1111(内1228・1229)

上級救命講習 (e-ラーニング適応)

■内容 成人・小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱いなど

■日時 5月2日(金)

午前10時～午後5時

■場所 半田消防署

■定員 30人

■申し込み・問い合わせ先

半田消防署救急課

☎(21)1492

普通救命講習Ⅲ (e-ラーニング適応)

■内容 子どもに対する心肺蘇生法、AEDの取り扱いなど

■日時 5月25日(日)

午前10時～正午

■場所 中央公民館

■定員 20人

■申し込み・問い合わせ先

阿久比支署救急担当

☎(47)0119

※ e-ラーニング適応は、事前に総務省消防庁が提供する「一般向け応急手当Web講習」を受講し、当日に受講証明書を提出するかスマートフォンなどから提示してください。

申し込みは、先着順です。

知多中部広域事務組合ホームページから申し込んでください。



◀消防本部ホームページ

県営名古屋空港 からのお知らせ

ゴールデンウィーク期間中は、空港駐車場が満車になり、駐車できない恐れがあります。空港を利用の際は公共交通機関も利用してください。

■問い合わせ先

名古屋空港総合案内所

☎0568(28)5633

(午前7時～午後9時)



お知らせ

令和7年度東部知多衛生組合一般会計予算

2市2町(阿久比町、大府市、豊明市、東浦町)で構成している東部知多衛生組合の令和7年度一般会計予算は、次のとおりです。

なお、町の負担金は、3億878万1,000円です。

■一般会計

▽歳入

科 目	金 額
分担金及び負担金	25億9,695万3,000円
使用料及び手数料	2億5,040万6,000円
財産収入	1,462万4,000円
繰越金	3,000万円
諸収入	1億4,500万7,000円
歳入合計	30億3,699万円

▽歳出

科 目	金 額
議会費	49万9,000円
総務費	7,737万4,000円
衛生費	19億5,880万6,000円
公債費	9億9,031万1,000円
予備費	1,000万円
歳出合計	30億3,699万円

■問い合わせ先 東部知多衛生組合 ☎0562(46)8855

自衛官を募集

■種 目

- ・自衛官候補生
- ・一般幹部候補生
- ・一般曹候補生

■試験内容

筆記・口述試験、適性・身体検査
※ 応募資格、受付期間は、種目により異なります。
※ 詳細は下記まで問い合わせてください。

■申し込み・問い合わせ先

自衛隊愛知地方協力本部
半田地域事務所
☎(21)0004



▲愛知地方協力本部
ホームページ

国際芸術祭「あいち2025」ボランティア募集「みる」から「支える」へ

国際芸術祭「あいち2025」の運営を支えるボランティアを募集します。

■募集期間 2月13日(木)～6月3日(火)

■活動期間 9月12日(金)～11月30日(日) [内覧会を含む]

■活動場所 国際芸術祭「あいち2025」各会場(愛知芸術文化センターほか)

■問い合わせ先

国際芸術祭「あいち2025」ボランティア事務局
☎052(961)4561
※ 受付時間は平日午前10時～午後5時
電子メール
geijyutsusai2025v@trienale-aichi.com



◀ボランティア募集
ホームページ

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成

■サンヒルズ三河湾(蒲郡市)

☎0533(68)4696

■すいとびあ江南(江南市)

☎0587(53)5555【予約専用番号】

■豊田市百年草(豊田市)

☎0565(62)0100

■あいち健康の森プラザホテル(東浦町)

☎0562(82)0211

■おんたけ休暇村セントラル・ロッジ(長野県王滝村)

☎0264(48)2111

■利用方法

- ①予約時に「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝える
- ②宿泊当日に保養所で、下記の1～3のいずれかと利用カード(初回利用時に保養所で交付)を提示して押印を受ける。
1. 保険証 2. マイナンバーカードと資格情報のお知らせ 3. 資格確認書
- ③精算時に1,000円を助成します。

■問い合わせ先

愛知県後期高齢者医療広域連合
給付課 ☎052(955)1205

5月の相談

■人権・行政・心配ごと相談

5月1日(木)、15日(木)

場 所 中央公民館本館308号室

時 間 午前9時30分～午前11時30分

※ 電話での相談も受け付けます。

■無料法律相談(事前に予約が必要)

10日(土)中央公民館本館308号室

15日(木)役場1階相談室101

時 間 午後1時～午後4時

■問い合わせ先

ふくし課社会福祉係

☎(48)1111(内1122)

成年後見制度巡回相談

5月1日(木)

場 所 中央公民館本館308号室

時 間 午後1時30分～午後4時30分

NPO法人知多地域権利擁護支援センターでは、成年後見制度巡回相談(事前に予約が必要)を毎月行っています。

■問い合わせ先

知多地域権利擁護支援センター事務所(知多市福祉活動センター内)

☎0562(39)3770

今月号の表紙

2月22日に東部小学校で、町と東部コミュニティ推進協議会が合同で避難所開設訓練を行いました。避難時の行動について共に考える機会となりました。

■編集後記

今年の桜はいつ見頃を迎えるでしょうか。満開の桜のもとで入学式や春の祭礼を楽しむことができれば、と期待ばかりが膨らみます。役場から眺める阿久比中学校桜坂の桜吹雪も今から待ち遠しく感じます。



第75回 社会を明るくする運動 習字・標語作品 募集



～犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りに理解と協力を呼びかける運動です～

- **応募対象** 町内在住の小中学校に通う児童・生徒
- **応募方法** 応募用紙へ、学校名、クラス名、児童・生徒氏名、保護者氏名、保護者連絡先、住所を記載。
下記の案内のとおり作品とともに、ふくし課社会福祉係⑩窓口まで持参、郵送してください。
習字…習字応募用紙に添えて習字作品を提出。
標語…標語応募用紙内の「標語」の枠に標語を記載の上で提出。
※応募用紙は、ふくし課⑩窓口で配布します。町ホームページから入手できます。

- **期 限** 5月30日(金)
- **習 字** 習字用半紙大、楷書、学年ごとに指定されたことばで応募してください。
学年ごとの指定のことば ・小学校1～3年生 「あいさつ」
・小学校4～6年生 「支え合う」
・中学校1～3年生 「更生保護」



▲町ホームページ

- **標 語** 標語テーマ「社会を明るくする運動についての内容」

- **その他**
 - ・習字・標語ごとに1人1点まで。
 - ・原則、作品の返却はしません。
 - ・最優秀賞、優秀賞の受賞者は、7月5日(土)に開催予定の「阿久比町社会を明るくする運動大会」で表彰を行います。
 - ・社会を明るくする運動の理解・啓発のために作品を掲示することがあります。
 - ・応募者全員に参加賞を進呈します。

- **応募・問い合わせ先** ふくし課社会福祉係 ☎(48)1111(内1122・1132)
〒470-2292
知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 阿久比町役場
「ふくし課 社会福祉係 社明運動担当」宛



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。

- ◎ホテル飛びかう、豊かな自然を守ります。
- ◎歴史と伝統を守り、教養を高めます。
- ◎スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
- ◎オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
- ◎ボランティア活動に、すすんで参加します。



人口と世帯



世帯数 11,118 (－4) 2月中の異動
人 □ 28,047人(－13) 出生 12 転入 60
男 13,877人(－7) 死亡 19 転出 66
女 14,170人(－6)
()は前月との増減数 令和7年3月1日現在



- **発行／阿久比町** 〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町
大字卯坂字殿越50 ☎0569(48)1111)
- 編集／総務部政策協働課
- **阿久比町ホームページ** <https://www.town.agui.lg.jp/>
資源を大切に！この用紙は再生紙を使用しています。

目の不自由な方が広報あぐいを利用できるよう声の広報ボランティア「あいうえお」がCDに音訳録音しています。録音したCDを利用希望者へ無料で送付しています。利用希望者は、下記までご連絡ください。

■ **問い合わせ先** 町社会福祉協議会・ボランティアセンター ☎(48)1111(内1523)

